

令和 8 年 第 7 回
喜茂別町農業委員会総会 議事録

(令和 8 年 8 月 2 4 日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年8月24日（月曜日）午後6時30分 開会
午後7時00分 閉会

- 2 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

- 3 出席委員（8人）

会 長	9 番	前 田 昌 明
職務代理者	1 番	行 天 雄 也
委 員	2 番	坂 爪 洋 介
	3 番	小 出 浩一郎
	4 番	鷹 羽 徹 也
	5 番	井 内 寿 一
	6 番	酒 井 英 子
	7 番	渡 辺 雄 一
	8 番	齊 藤 信 一

- 4 欠席委員（0人）

- 5 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名
第 2	会期の決定
第 3 議案第 1 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第 4 議案第 2 号	現況証明願書について
第 5 議案第 3 号	令和 8 年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について
第 6 議案第 4 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
第 7 議案第 5 号	喜茂別町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

- 6 農業委員会事務局職員

事務局 長	齊 藤 修 二
係 長	大 平 菜 央
主 任	大 迫 尚 樹
	高 田 将 行

7 会議の概要

・午後6時30分 開会

議 長 (前田会長)	定刻となりましたので、これより、令和8年第7回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の出席委員は9名中9名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることをご報告します。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において鷹羽委員、坂爪委員の両名を指名いたします。 日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。 これにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 事務局より説明願います。
事務局	●議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご説明いたします。 (別紙により説明) 以上で、議案第1号の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。 日程第4 議案第2号「現況証明願書について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●議案第2号 現況証明願書について 議案第2号現況証明願書についてご説明いたします。 (別紙により説明) 以上で、議案第2号の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。

酒井委員	知来別地区責任委員の酒井委員より、現地確認の状況について報告をお願いします。 令和8年8月10日に実施しました現況確認の状況についてご報告いたします。 前田会長にも同行頂き、当該農地について、字[REDACTED] [REDACTED]筆とも雑木が茂り不耕作で原野化しており農地としての機能を有しておらず耕作することが不可能であることを確認しました。 なお、議案第2号現況確認状況の①、②では他の委員が現地の状況を確認するのが難しいと思われますので、次回より当該地番の土地の状況の写真を添付されますよう要望します。
議 長	これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【なしの声あり】
事務局	議長、事務局よりお願いします。
議 長	事務局お願いします。
事務局	只今の委員のご要望については、事務局として対応していきます。
議 長	質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号は議案のとおり承認することといたします。 日程第5 議案第3号令和8年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定についてを議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●議案第3号 令和8年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について 議案第3号令和8年度喜茂別町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定についてご説明いたします。 本実施要領につきましては、毎年制定しているところでありますが、本年の国の要領が示されましたので、そちらと整合を図り本年度の要領を制定するものです。 農地パトロールにつきましては、これまでも毎年取り組んでいるところですが、農業委員会として、遊休農地の発生防止・解消の前提として農地の利用状況の把握が不可欠であろうという認識のもと、地域の農地利用の総点検をするため「農地パトロール」に取り組んできました。 平成21年の農地法改正により、「農地パトロール」が「利用状況調査」という表現になり、この「利用状況調査」を行わなければならないと規定されました。（法30条1項）さらには、平成27年の農業委員会法の改正により、農業委員会の必須事務に「農地利用の最適化」として遊休農地の発生防止・解消が加わったことから、農業委員会として本町の農地の利用状況について把握するため、この農地パトロールを実施するものです。 それとあわせて、他の必須業務であります「違反転用の発見」、「農地の適正な利用」

	などを確認するため実施するものです。 農地パトロールにより、荒廃しそうな農地が発見された場合、所有者に対して、その後の活用方法など確認することになりますが、適正な管理を怠ると最終的には課税強化の対象となり、固定資産税の増額や、贈与税の納税猶予の取り消しとなる場合もございます。 農地パトロールは、そうしたことを防ぐ第一歩となりますので、委員の皆様は、あらためて制度の趣旨をご理解いただき、業務にあたっていただきたくよろしくお願いいたします。 それでは、実施要領につきまして説明いたします。 (別紙により説明) 以上で、議案第3号の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【挙手あり】 3番、小出委員
小出委員	第3条の(8)、農業者年金に係る特定処分農地の関係について説明をお願いしたい。
事務局	委員の質問にお答えいたします。 特定処分対象農地というのは、後継者に使用収益権を設定し、経営移譲した農地のことです。この農地を転用し、違う目的で使用する、返還されて自ら耕作している場合など、年金の支給停止となることもあるので、農地パトロールで確認をすることとなっております。
小出委員	65歳を超えて農業者年金をもらっている人、いない人がおり、なかなか把握が難しいと思うが、事務局で対象者は把握できていますか？
事務局	委員の質問にお答えいたします。 ようてい農協と連携し年金加入状況等を確認できますので、その情報を以て皆様確認された農地の状況と照らし合わせて判断の材料を提供することになるかと思えます。
議 長	他にございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第3号は議案のとおり承認することといたします。 日程第6 議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてを議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局

●議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてご説明いたします。

本案件は、喜茂別町が作成した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、この構想の一部改正については農業委員会、農業協同組合の意見を聞かなければならないと定められているため、それに基づきまして農業委員会に意見を求められたものです。

最初に、農業経営基盤強化促進基本構想について簡単にご説明いたします。

基本構想は、北海道が農業経営基盤強化促進法に基づき策定した「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、①育成すべき農業経営の目標や②農用地利用の集積に関する目標、③その他の農業経営基盤強化の促進するための措置について、町が定めるもの。それに基づき作成することとされ、本町においても平成7年3月に初版が作成されました。

直近では、令和5年度に基本構想の見直しを行っております。

今回の見直しの背景として、都道府県が定める基本方針は、法施行令第1条に基づき、おおむね5年ごとに、その後10年につき定めることとされていることから、北海道において、これまでの基本方針を令和18年度までを目標年度として所定の見直しを行い、令和8年3月に公表したところです。

その見直しに伴い、市町村においても法施行令第2条に基づき、都道府県の基本方針の期間につき定めることとされていることから、基本構想の見直しをするものです。見直しの期限につきましては、特に規定されておりませんが、北海道から、8月末を目途として見直し作業を進めるよう通知があったことから、今回の総会に提出したところです。

基本構想を策定していなければ、農用地利用促進計画に基づく利用権の設定等や認定農業者の認定手続きができなくなります。また、新規就農者における認定新規就農計画を町で認定する際にも基本構想の策定が必須となることから策定するものです。

それでは、喜茂別町における基本構想の見直し案につきましてご説明いたします。

(別紙により説明)

以上の内容について、喜茂別町長から意見を求められましたのでご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第4号は議案のとおり承認することといたします。

日程第7 議案第5号「喜茂別町農業委員の法令遵守の申し合わせ決議について」

	を議題といたします。 事務局より説明願います。 ●議案第 5 号 喜茂別町農業委員の法令遵守の申し合わせ決議について 議案第 5 号、喜茂別町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明いたします。 議案第 5 号別紙をお開きください。 農業委員の綱紀保持につきましては、令和元年 10 月に道外の複数の農業委員会で農地転用に関して農業委員、事務局が関与する不祥事が発生したことから、同年 11 月に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、法令遵守にかかる注意喚起の実施や綱紀粛正の姿勢を強く打ち出し、毎年 1 回は同様の取組を実施するよう求められております。 令和元年以降も道外において数件不祥事が発生していることから、引き続き本町農業委員会として綱紀保持に関する申し合わせの決議についてお諮りするものです。 事務局からの説明は以上です。
議 長	事務局より説明が終わりました。 それでは、私が読み上げますのでご確認願います。 「私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 記 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和 8 年 8 月 24 日 喜茂別町農業委員会」 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 5 号は議案のとおり承認することといたします。 これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和 8 年第 7 回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後 7 時 00 分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和8年第7回喜茂別町農業委員会総会

令和8年9月3日

喜茂別町農業委員会

会 長 前 田 昌 明 印

会議録署名委員 鷹 羽 徹 也 印

会議録署名委員 坂 爪 洋 介 印